

ごみし尿

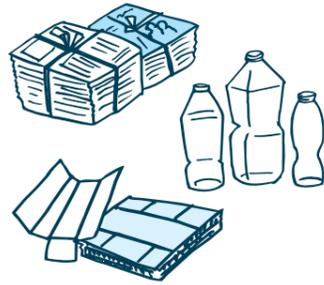
期日が変更されています

年末年始の「ごみ収集」と「し尿くみ取り」

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232) 2114

年末年始に伴い、ごみ収集日が変更になります。詳しくは、ごみ収集カレンダーをご覧ください。

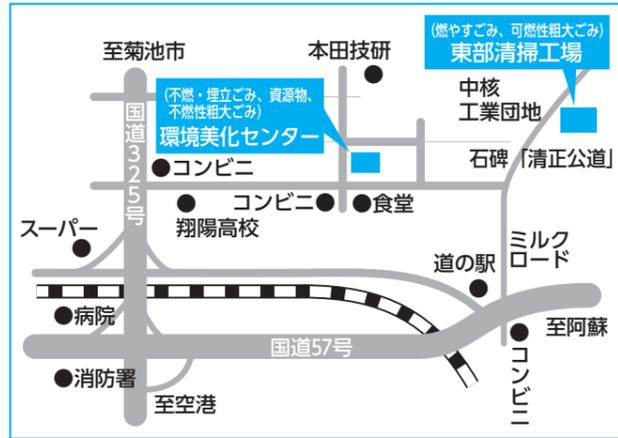
収集地区	収集物	収集日	
		変更前	変更後
D	新聞紙・折込みチラシ、雑誌・電話帳、その他の紙	12/23(第4金)	⇒ 12/26(第4月)
A・B	ペットボトル	1/2(第1月)	⇒ 1/12(第2木)
C・D	ペットボトル	1/3(第1火)	⇒ 1/13(第2金)
A・B	布類、段ボール、牛乳パック	1/9(第2月)	⇒ 1/26(第4木)



- ・収集日以外は、ごみを出さないでください。
- ・ごみを個人で持ち込む場合は、所定の処分手数料が必要です。(ごみ指定袋に入れる必要はありません)

ごみの個人持ち込み先

- 燃やすごみ・可燃性粗大ごみ
東部清掃工場(大津町大字古城1046番地の2)
☎(293) 5245
- 資源物、不燃・埋立ごみ、不燃性粗大ごみ
環境美化センター(大津町大字大津115番地)
☎(293) 1222



ごみ収集・し尿くみ取り日程表

期日	ごみ収集	ごみを個人で持ち込む場合		し尿くみ取り
		燃やすごみ 可燃性粗大ごみ (東部清掃工場)	資源物、不燃・埋立ごみ 不燃性粗大ごみ (環境美化センター)	
12/24(土)	休み	8:30~12:00	★8:30~12:00	12/24(土)までに依頼があった分は、12/28(水)までにくみ取りを行います。 ■問い合わせ 中野衛生(有) ☎(232) 0636
12/25(日)	休み	★8:30~17:00	★8:30~17:00	
12/26(月)	ごみ収集カレンダーのとおり	8:30~17:00	8:30~17:00	
12/27(火)				
12/28(水)		★8:30~17:00	★8:30~17:00	
12/29(木)				
12/30(金)				
12/31(土) ~ 1/3(火)	休み	休み	休み	休み
1/4(水)	ごみ収集カレンダーのとおり	8:30~17:00	8:30~17:00	通常

- ★特別開放日
- 東部清掃工場と環境美化センターは、12:00~13:00の間、受付を休みますのでご注意ください。

環境

みなで生活環境を守りましょう 「ごみなどの違法な焼却は禁止されています」

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232) 2114

適法な焼却施設を使わず野外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを「野焼き」といい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。定期的に野焼き防止パトロールを実施し、現地での周知を行っていますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



「野焼き」には、地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴・法律で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれ、一般家庭のごみの焼却行為はほとんど「野焼き」に該当するものと考えられます。

■野焼きが禁止の理由
野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の皆さんに大変な迷惑となります。また、野焼きでは通常、焼却温度が200~300℃程度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシンの発生原因になるともいわれています。

- 例外的に認められる場合
- ① 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) どんど焼き、正月のしめ縄や門松などをたく行事
- ② 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(廃ビニールの焼却はできません)
(例) 稲わらの焼却、焼き畑、あぜの草や下枝の焼却



- ③ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(例) 落ち葉たき、キャンプファイヤー



※例外的に認められている場合でも野焼きは必要最小限にとどめてください。やむを得ず行う場合は、風の向きや強さ、時間帯、周辺の環境などに十分配慮してください。

■ごみを処分する方法
各家庭に配付している「ごみ収集カレンダー」と「ごみの分け方・出し方」に従い、廃棄物(ごみ)を分別し、処分してください。また、事務所・工場・商店・農家など事業活動に伴って出る廃棄物は、その種類により「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類し、それぞれの収集運搬の許可を受けた業者に処分を委託するか、または一般廃棄物は町の処理施設に自ら直接持ち込んでください。

■罰則
違反する野焼きを行った人には5年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金、または両方が科せられます。

不法投棄は犯罪です

軽い気持ちでごみを捨てても、その行為は犯罪となります。実際に不法投棄を行い、検挙された実例を紹介します。

Aさんは引っ越しに伴い、大量のごみが出たので、知り合いのBさんに手数料を払い、ごみ処理を依頼しました。Bさんは、ごみの処分や運搬の許可を受けた業者ではありません(ごみ処理を行う場合は、法律により市町村長の許可が必要です)。Bさんは、処理を依頼されたごみを、ごみ処理工場に持ち込

ず、山林に捨ててしまいました。後日それが発覚し、Bさんは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反したとして検挙されました。Aさんは、参考人として事情聴取を受け、Bさんは裁判の結果、十数万円の罰金刑を科せられました。